県外の医療機関で妊婦・産婦・乳児健康診査、

新生児聴覚検査を受けられる皆様へ

妊婦・産婦・乳児の健康保持・増進を図るために、妊婦・産婦・乳児健康診査・新生児聴覚検査 の公費負担をしています。

里帰り出産等のため、島根県外の医療機関で妊婦・産婦・乳児健康診査・新生児聴覚検査を受診された場合、申請により、その費用の払い戻しを受けることができます。 払い戻しの申請期限は、受診日から2年以内です。

申請に必要なもの(申請用紙は健康増進課および各行政センターにあります)

□領収書

- ○妊産婦健康診査の払い戻し:妊産婦氏名の領収書
- ○乳児健康診査の払い戻し: 乳児氏名の領収書
- ○新生児聴覚検査の払い戻し:産婦または新生児氏名の領収書
- □**診療明細書**(自動精算機の場合も必ず受け取ってください)
- □受診票(市が交付した受診票の上半分に診査結果を記載したもの)
 - ※健康診査結果の記載は文書料が発生する場合は省略可能です。
- 口母子健康手帳
- 口金融機関の口座番号のわかるもの(通帳またはキャッシュカードの写し)
- ○裏面に、領収書、診療明細書及び受診票について、医療機関への注意事項があります。健康診査 受診時にご担当者さまへご提示ください。
- ○乳児の場合、生後1か月の健康診査は受診票を使わず自己負担で受け、1歳までの他の時期に県内で、2回受診票を利用して健康診査を受けることもできます。
- ○乳児健康診査とともに医療を受けたとき(乳児湿疹で薬をもらったなど)は、子ども政策課において、乳幼児医療の払い戻し手続きもできます。
- ○領収書等の内容に不明な点がある場合は、市から医療機関に確認しますので、ご了承ください。

【R6年度の払い戻しの上限】 妊婦健康診査・乳児健康診査は県内統一単価です

妊婦健康診査

第1回	24, 660円	第5-9回	5, 780円
第2回	6, 380円	第7回	10, 220円
第3-6-8-14回	3, 780円	第11回	7, 580円
第4-10-13回	8, 560円	第12回	7, 640円

乳児健康診査 6,390円 **産婦健康診査** 5,000円

新生児聴覚検査 2,000円

※受診日により、上限額が異なる場合があります。

×··>> > + + ··× ··>> @ + + ··× ··>> > + + ··×

問い合わせ先:出雲市役所

健康増進課 母子保健係 21-6981 平田行政センター 市民サービス課 63-5780多伎行政センター 市民サービス課 86-3111 佐田行政センター 市民サービス課 84-0118湖陵行政センター 市民サービス課 43-1215 大社行政センター 市民サービス課 53-3116

Marking Color of Colo

斐川行政センター 市民サービス課 73-9112 ※裏面あり(健康診査実施医療機関ご担当者さまへ)→

健康診査実施医療機関ご担当者さまへ

口領収書について

産婦と乳児の1か月健康診査の領収書は受診者氏名で別々の発行をお願いします。 母氏名でまとめて領収書を発行する場合は、産後健診〇〇円・1か月児健診〇〇円と 内訳の記載をお願いします。

口診療明細書について

自動精算機の場合も、診療明細書の発行をお願いします。

口受診票の記載について

- 産婦健康診査の結果について、「EPDS」の記載をお願いいたします。 「赤ちゃんへの気持ち」は出雲市独自で実施しているため、省略可能です。
- 受診票に健康診査結果の記入をお願いした場合、文書料が発生する場合は、 母子健康手帳の記載でも払い戻し可能です。

口その他

- 領収書等の内容に不明な点がある場合は、出雲市から医療機関にご確認しますので、 ご了承ください。
- ご不明な点等ございましたら、お手数ですが、出雲市へご連絡をお願いいたします。

【お問い合せ】

出雲市 健康増進課 母子保健係 TEL: 0853-21-6981

FAX: 0 8 5 3 - 2 1 - 6 9 6 5